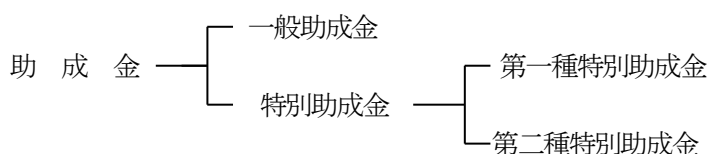


第5章 水洗便所設備資金の助成及び貸付けに関する取扱い

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/suisenka/>

第1節 助成金

1 助成金の種類



2 一般助成金の交付を受けることのできる者

(貸付規則第5条第1項)

一般助成金の交付を受けることができる者は、処理区域等内において、水洗便所改造工事又はし尿浄化槽廃止工事を行おうとする者で、処理区域内においては、原則として処理区域となった日から3年以内に、一般助成金の交付を申請した者としてします。ただし、3年を経過したことについての理由があると認められる場合は交付の対象とします。

- ① 資金的に困難である。
- ② 建物が移転改築期にある。
- ③ 借地借家関係等の民事上の問題等、社会通念上やむを得ないと考えられる。

なお、助成金は個人及び普通法人の建築物には適用するが、官公署の建築物には適用しません。

(1) 処理区域等とは、処理区域のほか、処理区域外であっても、し尿を終末処理場を有する公共下水道に直接放流しても差し支えないと市長が認めた区域をいいます。

(2) 水洗便所改造工事とは、くみ取り便所を直接放流式の水洗便所に改造する工事をいいます。

(貸付規則第2条第2号)

ア 既存のくみ取り便所を取壊して、異なる場所に水洗便所を設置する場合（便所を移設する場合は、助成の対象とします。

イ くみ取り便所が存する建築物を取壊して、新築する場合（全面改築に伴い水洗便所を設置する場合は、助成の対象としません。

(3) し尿浄化槽廃止工事とは、し尿浄化槽の機能を廃止して、し尿を公共下水道に直接放流できるようにする工事をいいます。(貸付規則第2条第3号)

ア し尿浄化槽を廃止する場合は、最低限清掃及び消毒を行わなければなりません。

イ 建築物の取壊しに伴いし尿浄化槽を廃止する場合は、助成の対象としません。

3 特別助成金の交付を受けることのできる者

(貸付規則第5条第2項)

一般助成金の交付を受けることができる者のうち、原則として、専ら自己が所有し、居住する建築物の水洗便所改造工事又はし尿浄化槽廃止工事を行おうとする者で、次のいずれかに該当する者

とします。

- ア 第一種特別助成金の交付を受けることのできる者
生活保護法第 11 条第 1 項各号のいずれかの扶助を受けている者
- イ 第二種特別助成金の交付を受けることのできる者
 - (ア) 申請者の世帯構成員（住民基本台帳に登録されている世帯主及び世帯員）全員が、市民税・県民税の所得割が非課税であること。
 - (イ) 同一家屋に他の親族が同居している場合には、当該親族の全員が、市民税・県民税の所得割が非課税であること。（世帯が分離している場合も含む。）
なお、親族については、父母、祖父母、兄弟、配偶者、配偶者の父母、子、子の配偶者、孫までとします。
 - (ウ) 申請世帯及び同居の親族が、同一家屋に居住していない者の扶養を受けている場合には、その扶養者の市民税・県民税の所得割が非課税であること。

4 特別助成金の交付の対象となる工事

- (1) 水洗便所改造工事で大便器が 2 個以上ある場合は、特別助成金交付の対象となるのは 1 個のみであり、2 個目からは一般助成金交付の対象となります。
- (2) し尿浄化槽廃止工事でし尿浄化槽が 2 基以上ある場合は、特別助成金交付の対象となるのは、大便器数にかかわらず 1 基のみであり、2 基目からは一般助成金交付の対象となります。
- (3) 便器の指定
第一種特別助成金の交付を受けて水洗便所改造工事を行う場合に使用する便器は、市長が指定する和風大便器又は洋風洗い落とし便器とします。ただし、世帯内に身体障害者がいて上記便器の使用が著しく困難な場合は、身体障害者用便器とすることができます。

5 特別助成金の交付申請書に添付する書類

特別助成金の交付申請書には、条例施行規則第 8 条第 1 項に定める計画確認申請書のほか、次の書類を添付してください。

- (1) 第一種特別助成金
 - 生活支援課の発行する生活扶助等受給証明書
 - 家屋課税台帳の写し
 - その他市長が必要と認める書類
- (2) 第二種特別助成金
 - 世帯全員記載の住民票の写し
 - 世帯構成員又は同居する親族全員の市民税・県民税の課税証明書又は非課税証明書
 - 家屋課税台帳の写し
 - その他市長が必要と認める書類

6 助成金の額(貸付規則第 6 条)

表 5-1 (p-5-6) のとおり

第 2 節 貸 付 金

1 貸付金の貸付けを受けることのできる者

(貸付規則第 14 条)

貸付金の貸付けを受けることのできる者は、前述の一般助成金及び第二種特別助成金の交付を受けることができる者(分流地区における共同浄化槽(コミプラ)等の廃止に伴い、宅地内排水設備の誤接の改良工事等を行おうとする者は、一般助成金の交付は受けられないが、貸付金の貸付けの対象とすることができる。)で、次のすべてに該当する者となります。

なお、貸付金は原則として、個人及び中小企業者の建築物に適用し、官公署及びその他の法人の建築物には適用しません。

- (1) 償還能力があること。
- (2) 連帯保証人をたてることのできること。連帯保証人は、保証能力を有し、かつ、原則として市内在住の者となります。

なお、同じ建築物に居住している者は、連帯保証人にはなれません。

2 貸付金の取扱いについて

- (1) 貸付金は 1,000 円単位で貸付けるものとします。
- (2) 貸付金の限度額は、大便器を有する建築物ごとに、又はし尿浄化槽ごとに算定するものとします。
- (3) し尿浄化槽に接続する大便器が 11 個以上の場合、排水設備工事のみを対象とし、し尿浄化槽の撤去及び埋戻し等に係る工事については対象としません。
- (4) 雨水排水分流化工事とは、分流地域で水洗便所改造工事又はし尿浄化槽廃止工事と同時に行うすべての必要な雨水排水設備工事をいいます。
- (5) 共同排水設備工事とは、2 棟以上の建築物(便所が付属しているものに限る。)の水洗便所改造工事又はし尿浄化槽廃止工事に伴って行う共通の汚水及び雨水の排水設備工事をいいます。

なお、1 棟の建築物であっても、それがマンション等のように別世帯が同居し、各戸に専用の便所が付属している場合は、2 棟以上の建築物として取扱うものとします。

3 貸付金の限度額(貸付規則第 15 条)

表 5-2 (p-5-6)

4 貸付金の償還方法(貸付規則第 16 条)

- (1) 36 か月の均等償還とする。ただし、1 か月(1 回)あたりの償還額は 50 円単位とし、端数が生じる場合は、その端数の全額は初回に算入します。

- (2) 貸付金の返還について、銀行口座からの自動振替払いの手続きをしている申請者には、「水洗便所設備資金貸付金返還開始通知書」を送付し、指定期日に自動的に返還が開始されます。また、それ以外の申請者には、納入通知書(36回分)を送付するところになるので、申請者は、毎月末までに、金融機関で各月分の返還金の支払いをしなければなりません。

第3節 助成・貸付けの事務手続

水洗便所設備資金の申請及び支払い等に当たって必要となる書類は、表5-3とおおりとし、申請から支払いまでの事務手続は、図5-1のおおりとします。

- 申請書類等の提出について、工事依頼人(以下「申請者」という。)から依頼があったときは、指定工事店(以下「工事店」という。)は、関係書類をよく点検のうえ、速やかに提出し、審査を受けるものとします。
- 提出書類の記入は、すべて黒又は青のボールペンを使用し、丁寧に、漏れのないよう注意しなければなりません。

1 申請

- (1) 助成金の交付及び貸付金の貸付けを受けるに当たっては、必ず工事に着手する前に申請しなければなりません。
- (2) 申請書には、助成・貸付申請額の根拠となる対象工事費等を工種別にまとめて記入します。詳細な工事費の内訳は添付する必要はないが、工事店は、申請者に対しては、詳細な見積書等により納得が得られるまで工事費の説明を行わなければなりません。
万一、工事店の説明が不十分なことにより、申請者から苦情等が出された場合には、その工事店に対し、その後の申請書に工事費積算書の添付を義務付けることができます。
- (3) 申請書に記入する申請者及び連帯保証人の住所、氏名及び使用する印鑑は、工事完了後に提出する印鑑登録証明書の住所、氏名及び印鑑とします。ただし、連帯保証人の押印は不要です。
- (4) 助成金の交付又は貸付金の貸付け、どちらか一方だけを申請する場合は、二段書きの助成・貸付けのうち不要なものを横線で消します。
- (5) 工事店は申請書の確認事項について、申請者が内容を十分理解したうえ記名、押印するように説明しなければなりません。
- (6) 申請書は複写式とし、一部は「申請者控用」となっていますので、工事店は、これを必ず申請者に渡さなければなりません。

2 助成・貸付けの決定

申請書を審査した結果、助成又は貸付けを決定したときは、「水洗便所設備資金助成・貸付決定通知書」を申請者に送付します。

3 工事の施工

(1) 着 手

上記の「水洗便所設備資金助成・貸付決定通知書」が申請者に到達する前に工事に着手してはなりません。工事店は、申請者に決定通知書の到達を確認したときは、速やかに工事を施工しなければなりません。

(2) 完 了

ア 工事店は、工事が完了したときは、速やかに、排水設備工事責任技術者による内部検査を行って工事費計算書及び積算書を作成し、工事完了届出書に添付して提出しなければなりません。

イ 工事費計算書及び積算書は、助成金又は貸付金を利用するすべての工事の完了届出書に添付するものとします。

ウ 工事費計算書及び積算書は、助成・貸付金額決定の基礎となるものであるため、工事店は、現地と十分照合のうえこれを作成し、後日訂正が出ることを注意するとともに、申請者に内容を十分説明のうえ押印を得なければなりません。

エ 工事費計算書及び積算書は、複写式とし、その一部は「申請者控用」となっているため、工事店は、これを必ず申請者に渡さなければなりません。

(3) 検 査

ア 完了した工事については、市長の行う検査を受けなければなりません。

イ 工事の完了検査については、完了届出書の提出日及び施工場所等を考慮して、実施の日を組みます。

ウ 検査実施日は、工事店に電話で連絡し、工事店から申請者に連絡して立会いを依頼します。

エ 検査は、申請者及び工事店(排水設備工事責任技術者)立会のうえ行います。

4 助成・貸付金額の決定及び支払

(1) 助成・貸付金額は、市長が行う工事完了検査に合格したものについて、前記の工事費計算書及び積算書を審査し、確定します。

(2) 確定した助成・貸付金額は、「水洗便所設備資金助成金額・貸付金額決定通知書」により申請者に通知します。

(3) 助成・貸付金の支払いに当たっては、申請者は、請求書(兼委任状)及び連帯保証人が連署した借用書(申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書添付)を提出します。ただし、貸付金を利用しない場合は、借用書は不要です。

- 請求書(兼委任状)・借用書の金額は、訂正することができないので、書き損じのないよう特に注意してください。
- 請求書(兼委任状)・借用書等に記載する住所、氏名及び使用する印鑑は、印鑑登録証明書の住所、氏名及び印鑑とします。
- 印鑑登録証明書は、借用書提出時において、発行日から原則として3か月以内のものです。

表 5 - 1 助成金の額

種類	内容	交付の単位	交付金額	備考
一般	水洗便所改造工事助成金 (くみ取り便所改造)	大便器1個につき	10,000 円	処理区域告示後1年以内の申請
			5,000 円	処理区域告示後1年超の申請
	し尿浄化槽廃止工事 助成金	し尿浄化槽1基に接続する大便器 が2個以下の場合	10,000 円	処理区域告示後1年以内の申請
			5,000 円	処理区域告示後1年超の申請
		し尿浄化槽1基に接続する大便器 が3個以上 10 個以下の場合	大便器1個に つき 5,000 円	処理区域告示後1年以内の申請 5,000 円×大便器数
			大便器1個に つき 2,500 円	処理区域告示後1年超の申請 2,500 円×大便器数
し尿浄化槽1基に接続する大便器 が11 個以上の場合	500,000 円 以内	し尿浄化槽の清掃、消毒にかかる 費用		
特別	第一種特別助成金	1世帯につき	500,000 円 以内	生活保護世帯を対象にしています。
	第二種特別助成金	1世帯につき	105,000 円 以内	家族全員(同居親族を含む)の、市 県民税の所得割が非課税の世帯を 対象にしています。

表 5 - 2 貸付金の限度額

種類	内容	貸付の単位	貸付金額	備考
	水洗便所改造工事貸付金 (くみ取り便所改造)	大便器1個の場合	500,000 円 以内	大便器が1個増すごとに20万円 ずつ貸付限度額が上がる。
	し尿浄化槽廃止工事貸付金	し尿浄化槽1基に接続する大便器 が2個以下の場合	400,000 円 以内	大便器が1個増すごとに5万円 ずつ貸付限度額が上がる。
	共同排水設備工事貸付金	建物1棟につき	230,000 円 以内	くみ取り便所改造工事や、し尿浄 化槽廃止工事と同時に施工する 場合に適用する。
	雨水排水分流化工事貸付金	建物1棟につき	150,000 円 以内	
	宅地内排水ポンプ施設設置 工事貸付金	1施設につき	1,000,000 円 以内	

表5-3 助成金及び貸付金の申請並びに支払等に当たって必要となる書類

○：必須、△：該当する場合のみ

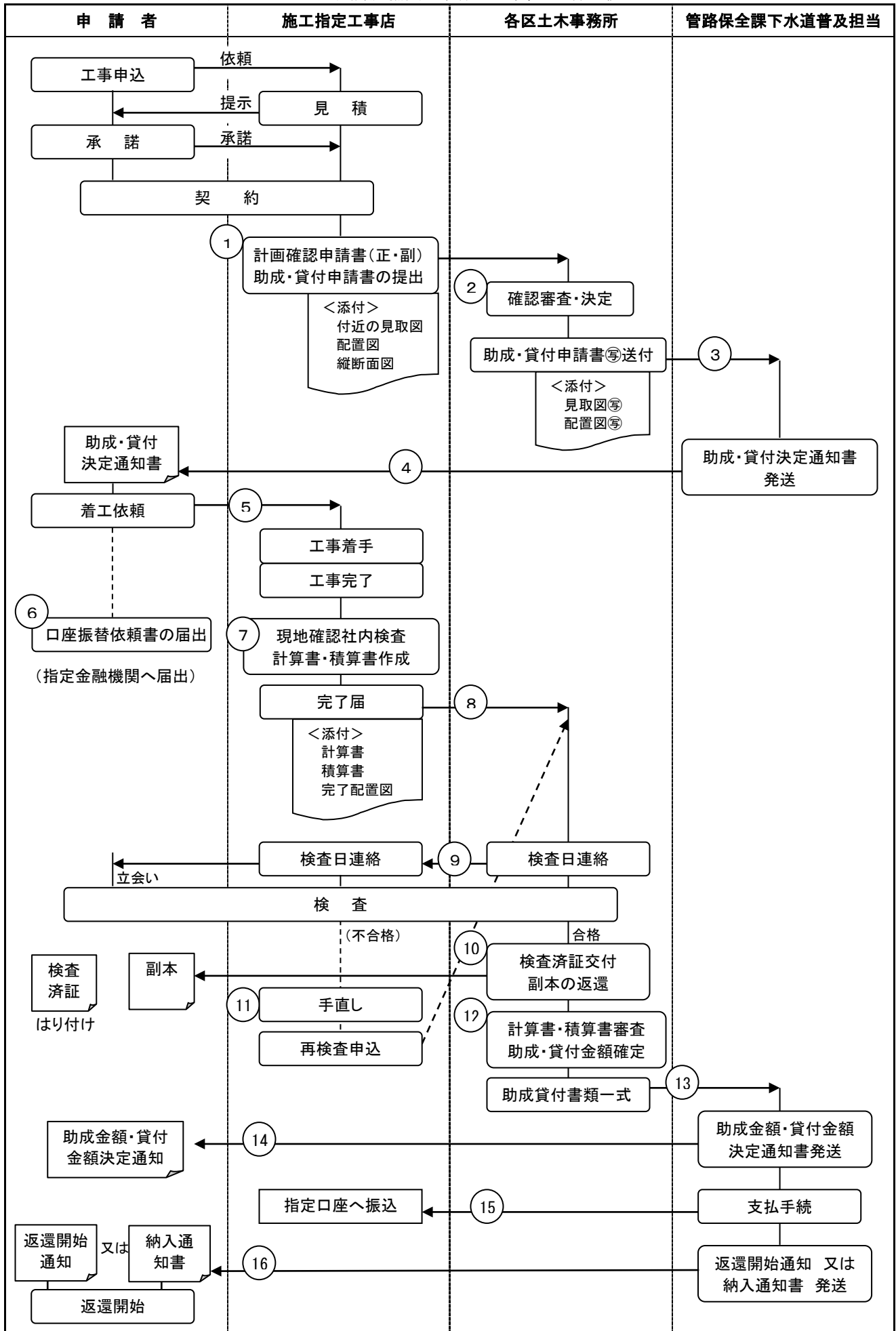
[水洗便所改造工事・し尿浄化槽廃止工事]

提出書類		申請区分	貸付金	一般助成金	第一種特別助成金	第二種特別助成金
申請時に必要なもの	水洗便所設備資金助成・貸付申請書（その1）（その2）の写し		○	○	○	○
	計画確認申請書の写し（位置図、配置図、縦断面図添付）		○	○	○	○
	世帯全員記載の住民票の写し （別世帯同居家族がいる場合はその世帯分も必要。）		/	/	/	○
	家屋課税台帳の写し		/	/	○	○
	市民税・県民税課税証明書又は非課税証明書 （世帯構成員又は同居する親族全員分。）		/	/	/	○
	生活扶助等受給証明書		/	/	○	/
	理由書（自由書式） （告示後3年以上経過している場合のみ）		△	△	△	△
	決議書（分譲マンション等の大型浄化槽を廃止する場合で、管理組合の理事長等が申請者となる場合のみ）		△	/	/	/
調査同意書		○	/	/	/	
工事完了後に必要なもの	上記の助成・貸付申請書（その1）（その2） 原本		○	○	○	○
	完了届出書の写し		○	○	○	○
	助成・貸付対象工事費計算書及び※積算書 （計算が合っているか要確認。金額訂正には押印が必要。）		○	○	○	○
	清掃工、消毒工の工事費がわかる領収書又は請求書のコピー（大型浄化槽廃止工事の場合のみ）		/	△	△	△
	当初申請金額超過理由書（自由書式） （計算書の助成・貸付対象工事費が申請時の助成・貸付対象工事費を上回った場合のみ添付する。）		△	△	△	△
	請求書（兼委任状）		○	○	○	○
	借用書		○	/	/	/
	印鑑登録証明書		○	/	/	/
変更図面（設計変更の場合のみ）		△	△	△	△	
口座振替納付届（口座引落による返還の場合のみ）		△	/	/	/	

※雨水排水分流化工事、共同排水設備工事を併せて行なう場合は、別途積算書が必要。

※添付書類は3か月以内のもの

図5-1 水洗便所設備資金助成及び貸付事務手続フロー図



説明

- ① 依頼者に見積書等を提示し、工事内容、工事金額、助成金・貸付金事務手続等について十分説明する。契約が成立した後、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書及び助成・貸付申請書に付近の見取図、配置図、縦断面図を添えて土木事務所へ提出する。
- ② 計画の確認後、助成・貸付の審査・書類決裁。
- ③ 「水洗便所設備資金助成・貸付申請書」及び見取図・配置図の写しが管路保全課下水道普及担当へ送付される。
- ④ 「水洗便所設備資金助成・貸付決定通知書」（はがき）が申請者あてに郵送される。
- ⑤ 申請者は「水洗便所設備資金助成・貸付決定通知書」を受け取った後、工事店へ着工を依頼する。依頼を受けた工事店は、速やかに工事に着手する。※その後の手続き・問い合わせ等に必要となるので、決定通知書に記載されている受付番号を申請者から確認しておく。
- ⑥ 銀行口座振替払いで貸付金の返済を希望する者は、指定金融機関へ「口座振替依頼書・納付届」を提出する。
- ⑦ 工事が完了したら、排水設備工事責任技術者が必ず現地を確認し、検査を行ったうえで「助成・貸付対象工事計算書及び積算書」を作成する。
- ⑧ 「助成・貸付対象工事費計算書及び積算書」について申請者の承認を得た後、排水設備（水洗便所改造）工事完了届出書にその計算書及び積算書を添えて土木事務所へ提出する。
- ⑨ 電話で検査実施日の連絡が行われる。連絡を受けた工事店は、申請者に連絡し、立会いを依頼する。検査が申請者、施工工事店（排水設備工事責任技術者）の立会いの上行われる。
- ⑩ 検査に合格した場合は、検査済証が申請者に交付され、玄関先等にはり付けされる。
- ⑪ 検査に不合格の場合は、速やかに手直し等を行い、再検査の申込みを行う。
- ⑫ 検査結果を踏まえ、「助成・貸付対象工事費計算書及び積算書」を審査・確定。
- ⑬ 助成金額・貸付金額確定後、書類一式が管路保全課下水道普及担当へ送付される。
- ⑭ 助成金額・貸付金額決定後、「水洗便所設備資金助成金額・貸付金額決定通知書」（はがき）が申請者あてに郵送される。
- ⑮ 提出した請求書に基づき、助成金・貸付金相当額が工事店の指定口座に振り込みされる。
- ⑯ 貸付金について、銀行口座からの口座振替払いの手続きの済んでいる申請者には、「水洗便所設備資金貸付金返還開始通知書」（はがき）が郵送され、返還が開始される。また、口座振替払い以外の申請者には、納入通知書が36回分郵送される。

下水道関係法令集

下水道法（抜粋）

昭和 33 年 4 月 24 日法律 79 号
最近改正 平成 27 年 5 月 20 日法律 22 号

第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水：生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- (2) 下水道：下水を排除するために設けられる排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- (3) 公共下水道：主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠^{きよ}である構造のものをいう。
- (4) 流域下水道：次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみをうけて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調整するための施設を有するもの

- (5) 都市下水路：主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第27条の規定により指定したものをいう。
- (6) 終末処理場：下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- (7) 排水区域：公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。
- (8) 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。
- (9) 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第2章 公共下水道

第1節 公共下水道の管理等

（構造の基準）

第7条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

（公共下水道の維持又は修繕）

第7条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

(2) 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

(3) 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

（放流水の水質の基準）

第8条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠^{きょ}その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
- (3) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第3号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

- 3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、

その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

- 3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。第12条の12、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の9、第12条の11第1項及び第37条の2において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第8条（第25条の18において準用する場合を含む。第4項（第12条の11第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下

水を排除してはならない。

- 6 第1項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となった日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（特定施設の設置等の届出）

第12条の3 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

- 2 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 3 特定施設の設置者は、前2項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（特定施設の構造等の変更の届出）

第12条の4 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（計画変更命令）

第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による

条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をしたものに対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 12 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第 12 条の 6 第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してならない。

2 公共下水道管理者は、第 12 条の 3 第 1 項又は第 12 条の 4 の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第 12 条の 7 第 12 条の 3 の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（承継）

第 12 条の 8 第 12 条の 3 の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 12 条の 3 の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前第 2 項の規定により第 12 条の 3 の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（事故時の措置）

第 12 条の 9 特定事業者から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じてないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(除害施設の設置等)

第12条の11 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水(第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(1) その水質が第12条の2第2項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

(2) その水質(第12条の2第2項の政令で定める物質に係るものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第12条の2の第4項の規定は、前項の条例について準用する。

(水質の測定義務等)

第12条の12 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限)

第14条 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合、第25条の15第2項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により公共下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(災害時維持修繕協定の締結)

第15条の2 公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する公共下水道について、公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者(第2号において「災害時維持修繕実施者」という。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「災害時維持修繕協定」という。)を締結することができる。

- 1 災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設(以下「協定下水道施設」という。)
- 2 災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その他の公共下水道の状況に応じて行う協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事の内容
- 3 前号の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 4 災害時維持修繕協定の有効期間
- 5 災害時維持修繕協定に違反した場合の措置
- 6 その他必要な事項

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(兼用工作物の費用)

第17条 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、公共下水道管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(損傷負担金)

第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の態様に応じて妥当なものであること。
 - (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

（放流水の水質検査等）

第 2 1 条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、公共下水道からの放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

（公共下水道台帳）

第 2 3 条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳（以下「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は国土交通省令・環境省令で定める。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

（水防管理団体が行う水防への協力）

第 2 3 条の 2 公共下水道管理者は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条第 4 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 7 条第 3 項に規定する同意をした同法第 2 条第 6 項に規定する水防計画（以下「同意水防計画」という。）に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該同意水防計画に基づき水防管理団体（同条第 2 項に規定する水防管理団体をいう。）が行う水防に協力するものとする。

（行為の制限等）

第 2 4 条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な行為を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- (1) 公共下水道の排水施設の^{きよ}開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第 10 条第 1 項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。
- (2) 公共下水道の排水施設の^{きよ}開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
- (3) 公共下水道の排水施設の^{きよ}暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること

(第 10 条第 1 項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)

- 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときはこれを許可しなければならない。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠^{きよ}を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

第 2 節 浸水被害対策区域における特別の措置

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第 2 5 条の 2 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域(排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。)において浸水被害の防止を図るためには、排水設備(雨水を排除するためのものに限る。)が、第 10 条第 3 項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

(管理協定の締結等)

第 2 5 条の 3 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設(浸水被害の防止を図るために有用なものとして政令で定める規模以上のものに限る。以下同じ。)を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等(当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第 1 項において同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

- 2 前項の規定による管理協定については、雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第 2 5 条の 4 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等となろうとする者(当

該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定雨水貯留施設所有者」という。)との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

- 2 前項の規定による管理協定については、予定雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(管理協定の内容)

第25条の5 第25条の3第1項又は前条第1項の規定による管理協定(以下単に「管理協定」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理協定の目的となる雨水貯留施設(以下「協定雨水貯留施設」という。)
 - (2) 協定雨水貯留施設の管理方法に関する事項
 - (3) 管理協定の有効期間
 - (4) 管理協定に違反した場合の措置
- 2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。
 - (1) 協定施設(協定雨水貯留施設又はその属する施設をいう。以下同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。
 - (2) 前項第2号から第4号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(管理協定の縦覧等)

第25条の6 公共下水道管理者は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から2週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、公共下水道管理者に意見書を提出することができる。

(管理協定の公示等)

第25条の7 公共下水道管理者は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該管理協定の写しを当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第25条の8 第25条の3第2項、第25条の4第2項、第25条の5第2項及び前2条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第25条の4第2項中「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所有者等(雨水貯留施設の建設後にあつては、雨水貯留施設所有者等)」と読み替えるものとする。

(管理協定の効力)

第25条の9 第25条の7（前条において準用する場合を含む。）の規定による公示のあった管理協定は、その公示のあった後において当該協定施設の雨水貯留施設所有者等又は予定雨水貯留施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第2章の2 流域下水道

（管理）

第25条の10 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。

（事業計画の策定）

第25条の11 前条の規定により流域下水道を管理する者(以下「流域下水道管理者」という。)は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2 流域下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、国土交通大臣(市町村が設置する流域下水道の事業計画で政令で定めるものにあたっては、都道府県知事)に協議しなければならない。

3 都道府県は、第1項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣は、第2項の規定による協議(雨水流域下水道に係るものを除く。)を受けたときは、政令で定める場合を除き、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かななければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、都道府県である流域下水道管理者は、流域別下水道整備総合計画が定められている地域において流域下水道の事業計画を定めようとするときは、同項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、当該流域下水道管理者は、事業計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、政令で定める場合を除き、当該届出の内容を環境大臣に通知するものとする。

7 全各項の規定は、流域下水道の事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

（事業計画に定めるべき事項）

第25条の12 前条第1項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度。
- (2) 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- (3) 流域関連公共下水道が接続する位置

(4) 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水流域下水道に係るものにあたっては、予定排水区域。次条第3号において同じ。)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業計画の要件)

第25条の13 第25条の11第1項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない

(1) 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある原因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

(2) 流域下水道の構造が第25条の18において準用する第7条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第25条の18において準用する第7条の2第2項の技術上の基準に適合していること。

(3) 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場(雨水流域下水道に係るものにあたっては、排水施設)の配置及び能力に相応していること。

(4) 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。

(5) 当該地域に関し都市計画法第2章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第59条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がされている場合には、流域下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(供用開始の通知等)

第25条の14 流域下水道管理者は、流域下水道の供用開始をしようとするとき、又は終末処理場により下水の処理を開始しようとするときは、あらかじめ、供用又は処理を開始すべき年月日その他国土交通省令で定める事項を当該流域下水道に係る流域関連公共下水道管理者に通知しなければならない。

(使用制限)

第25条の15 流域下水道管理者は、流域下水道に関する工事を施行する場合その他やむを得ない理由がある場合には、流域下水道の全部又は一部を指定してその施設の使用を一時制限することができる。

2 流域下水道管理者は、前項の規定により流域下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする施設及び期間並びに時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(原因調査の要請等)

第25条の16 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設を

損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第25条の18において準用する第8条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができる。

- 2 流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、第12条第1項、第12条の2第3項又は第12条の11第1項の条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(他の施設等の設置の制限)

第25条の17 流域下水道管理者は、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

- (1) 流域関連公共下水道を接続するとき。
- (2) あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。
- (3) 第24条第3項第3号イからハマまでに掲げる物件その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設けるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないときとして政令で定めるとき。

(準用規定)

第25条の18 第7条から第8条まで、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条の2まで及び第25条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第13条第1項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第18条の2中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

- 2 第7条から第8条まで、第15条から第18条まで、第21条第1項、第22条から第23条の2まで及び第25条の規定は、雨水流域下水道について準用する。

第4章 雑 則

(他人の土地の立入又は一時使用)

第32条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第1項の規定による立入又は一時使用によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払いを受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

(改善命令等)

第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項（第25条の18第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第12条の2

第3項（第25条の18第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文（第25条の18第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

下水道法施行令（抜粋）

昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号

最近改正 平成 27 年 11 月 13 日政令第 384 号

（都市下水路の最小規模）

第 1 条 下水道法（以下「法」という。）第 2 条第 5 号に規定する政令で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 主として製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設から排除される汚水を排除し、又は処理するために設けられるもの
当該下水道の始まる箇所における排水管の内径又は排水渠の内り幅（壁の上端において計るものとする。以下同じ。）が 250 ミリメートルで、かつ、当該下水道の終る箇所における管渠（排水管又は排水渠をいう。以下同じ。）の排除することができる下水の量が 1 日に 1 万立方メートルのもの
- (2) その他のもの 当該下水道の始まる箇所における管渠の内径又は内り幅が 500 ミリメートルで、かつ、地形上当該下水道により雨水を排除することができる地域の面積が 10 ヘクタールのもの

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

第 5 条の 3 法第 7 条（法第 2 5 条の 1 8 において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第 5 条の 6 までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第 5 条の 4 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第 5 条の 6 において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又はさくを設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第5条の5 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- (6) 雨水吐（合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設で雨水の影響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造は、次に掲げるところによること。
 - イ 雨水の影響が大きい時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第6条第2項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるよう、適切な高さの堰の設置その他の措置が講ぜられていること。
 - ロ 雨水吐からのきょう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。
- (7) 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(放流水の水質の技術上の基準)

第6条 法第8条（法第25条の18において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5.8以上8.6以下
- (2) 大腸菌群数 1立方センチメートルにつき3,000個以下

(3) 浮遊物質量 1 リットルにつき 40 ミリグラム以下

(4) 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量 第5条の6第2項に規定する計画放流水質に適合する数値

- 2 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第8条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、1 リットルにつき 5 日間に 40 ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。
- 3 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、第1項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。
- 4 前3項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第8条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、同条第1項の排出基準のうち同法第2条第4項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第1項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（排水設備の設置を要しない場合）

第7条 法第10条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第8条第1号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

- (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- (8) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
- イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所。
- (9) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- (10) ますの底には、もっぱら雨水を排除すべますにあつては深さが15センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- (11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

（使用開始等の届出を要する下水の量又は水質）

第8条の2 法第11条の2第1項（法第25条の18第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する1日における当該汚水の量50立方メートル以上とし、法第11条の2第1項に規定する政令で定める水質は、次条第1項第4号に該当する水質又は第9条の10若しくは第9条の11第1項第3号若しくは第6号若しくは第2項第1号、第2号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第3号から第5号までに定める基準（法第12条の11第1項第2号（法第25条の18第1項において準用する場合を含む。次項、第9条の11第1項並びに第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第9条の11第2項第2号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準が

その放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第11条の2第1項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第9条の11第2項第6号又は第7号に掲げる項目に関して同項第6号（ただし書を除く。）又は第7号（ただし書を除く。）に定める基準（法第12条の11第1項第2号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

横浜市下水道条例（抜粋）

制 定 昭和 48 年 6 月 5 日 条例第 37 号

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令その他特別に定めるもののほか、横浜市下水道の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）の例による。

第 2 章 公共下水道

第 1 節 排水設備

（排水設備の接続方法等）

第 3 条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行なおうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、取付管（他人の設置した排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。第 2 号及び第 3 号において同じ。）に接続させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水の排水設備にあつては汚水管渠^{きよ}の取付管に、雨水の排水設備にあつては雨水管渠^{きよ}の取付管その他の排水施設に接続させること。ただし、規則で定める場合で、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
- (3) 下水道施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）第 9 条の 3 第 2 号の規定により公示した区域又は第 6 条第 8 項若しくは第 8 条の 2 第 4 項の規定により市長が告示した区域（以下「前処理区域」と総称する。）内において、それぞれの処理施設に係る公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、当該公示又は告示に係る下水の種類ごとに分離し、当該下水の種類ごとに設けられた下水管渠^{きよ}の取付管に接続させること。

- (4) 汚水のみを排除する排水管内径及び勾配は、次の表の左欄に掲げる排水人口に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる数値とすること。

排水人口（人）	排水管内径 （ミリメートル）	勾配
150 未満	100	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

- (5) 汚水のみを排除する排水渠は、前号の表の左欄に掲げる排水人口に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる数値の排水管と同程度以上の流下能力を有すること。
- (6) 雨水のみまたは汚水及び雨水を排除する排水管内径及び勾配は、次の表の左欄に掲げる排水面積に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる数値とすること。

排水面積 （平方メートル）	排水管内径 （ミリメートル）	勾配
200 未満	100	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125	100 分の 1.7 以上
400 以上 600 未満	150	100 分の 1.5 以上
600 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

- (7) 雨水のみまたは汚水及び雨水を排除する排水渠は、前号の表の左欄に掲げる排水面積に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる数値の排水管と同程度以上の流下能力を有すること。

2 前項第 4 号から第 7 号までの規定は、規則で定める場合については、適用しない。

（排水設備の計画の確認）

第 4 条 排水設備の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排水設備の工事の完了の届出）

第 5 条 排水設備の新設等を行った者は、規則で定めるところにより、その工事が完了した日から 5 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第 1 節 除害施設等

（除害施設の設置等）

第 6 条 継続して次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水(法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされている下水及び

水洗便所から排除される汚水を除く。)を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 令第9条の4第1項第1号から第33号までに掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
 - (2) 令第9条の4第1項第34号に掲げる物質 同号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
 - (3) 令第9条の10第2号に規定するダイオキシン類 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年3月横浜市規則第17号)別表第11に定める許容限度に係る数値
 - (4) 温度 45度未満
 - (5) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
 - (6) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
 - (7) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
 - (8) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
 - (9) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
 - (10) 窒素含有量 1リットルにつき120ミリグラム未満
 - (11) 燐^{リン}含有量 1リットルにつき16ミリグラム未満
 - (12) 沃^{よう}素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満
 - (13) ニッケル及びその化合物 1リットルにつきニッケル1ミリグラム以下
 - (14) 外観 受け入れる下水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色若しくは濁りが無いこと。
- 2 特定事業場以外の工場又は事業場から排除される下水についての前項第5号に掲げる項目に係る水質に関し、当該工場又は事業場に特定施設が設置され、かつ、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令(以下「環境省令」という。)により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該項目に係る水質の基準とする。
- 3 第1項第1号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号、第13号及び第14号に掲げる水質の基準は、終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適

用する。ただし、同項第 10 号又は第 11 号に掲げる項目にあつては、環境省令により定められた窒素含有量又は燐^{リン}含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道に排除される下水に係るものに限り適用する。

4 第 1 項第 2 号に掲げる水質の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の規定により、放流水について水質排出基準が定められている終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。

5 第 1 項第 3 号に掲げる水質の基準は、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)及び横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定により、放流水について同号に規定するダイオキシン類に係る排水の規制基準が適用される終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。

6 市長は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から継続して次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水を排除して終末処理場を有する公共下水道を使用する者に対し、除害施設を設け、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 温度 40 度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数 5.7 を超え 8.7 未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 300 ミリグラム未満

(4) 浮遊物質量 1 リットルにつき 300 ミリグラム未満

7 第 1 項及び前項の規定は、規則で定める項目に係る水質の下水については、規則で定める量のものに適用する。

8 第 1 項及び第 6 項の規定は、公共下水道の施設として第 1 項に規定する水質の項目に係る下水の処理施設が設けられている場合において、市長が、当該処理施設において下水を処理すべき区域として告示した区域内の当該公共下水道に当該水質の項目に係る下水を排除するときは、適用しない。

(平 12 条例 23・平 13 条例 41・平 15 条例 54・平 21 条例 6・平 24 条例 53・一部改正)
(除害施設の新設等の届出)

第 7 条 除害施設の新設等を行なおうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第 5 条の規定は、除害施設の新設等を行なった場合に準用する。

(除害施設による下水の処理方法)

第 8 条 除害施設の新設等を行なう場合における下水の処理方法は、規則で定める処理方法に適合するものでなければならない。

(特定事業場から排除される下水の水質の基準)

第 8 条の 2 法第 12 条の 2 第 3 項の規定による特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、次のとおりとする。ただし、第 6 号又は第 7 号に掲げる項目にあつては、環境省令により定められた窒素含有量又は燐^{リン}含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道に排除される下水に係るものに限り適用する。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき 380 ミリグラム未満
 - (2) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
 - (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
 - (4) 浮遊物質 1リットルにつき 600 ミリグラム未満
 - (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき 5 ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき 30 ミリグラム以下
 - (6) 窒素含有量 1リットルにつき 120 ミリグラム未満
 - (7) 燐^{りん}含有量 1リットルにつき 16 ミリグラム未満
- 2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。
- (1) 前項第 1 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、環境省令により、又は水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。
 - (2) 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、環境省令により当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。
- 3 前 2 項の水質の基準は、規則で定める項目に係る水質の下水については、規則で定める量のものに適用する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の水質の基準は、公共下水道の施設として第 1 項に規定する水質の項目に係る下水の処理施設が設けられている場合において、市長が、当該処理施設において下水を処理すべき区域として告示した区域内の当該公共下水道に当該水質の項目に係る下水を排除するときは、適用しない。
- (平 12 条例 75・平 21 条例 6・一部改正)
- (除害施設等管理責任者の選任)

- 第 9 条** 除害施設又は特定施設から排出される汚水の処理施設(以下「除害施設等」という。)の設置者は、規則で定める当該除害施設等及びこれらに係る汚水を排出する施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設等を設置した日から 14 日以内に除害施設等管理責任者を選任しなければならない。除害施設等管理責任者が欠けた場合又は次条の規定により除害施設等管理責任者の変更命令を受けた場合も、同様とする。
- 2 除害施設等の設置者は、前項の規定により除害施設等管理責任者を選任したときは、規則で定めるところにより、選任した日から 7 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 除害施設等管理責任者の資格は、規則で定める。

(除害施設等管理責任者の変更命令)

第10条 市長は、除害施設等管理責任者が前条第1項に規定する規則で定める業務を怠った場合は、除害施設等の設置者に対し、除害施設等管理責任者を変更することを命ずることができる。

(水質の測定等)

第11条 除害施設等の設置者は、規則で定めるところにより、除害施設等から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(除害施設の設置者からの報告の徴収等)

第12条 市長は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設の設置者から事業場等の状況、除害施設またはその排除する下水の水質に関し報告を徴し、または資料の提出を求めることができる。

第3節 使用等

(下水の排除の制限)

第13条 市長は、第6条第1項の規定又は同条第6項の規定に基づく市長の命令に違反し、同条第1項各号又は第6項各号のいずれかに規定する水質の基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用している者に対し、当該下水の公共下水道への排除を一時停止し、又は期限を定めて当該下水の水質を改善することを命ずることができる。除害施設等管理責任者(法第12条の2第1項又は第5項の規定の適用を受ける特定事業場に係る汚水の処理施設の除害施設等管理責任者を除く。)が、第9条第1項に規定する規則で定める業務を怠ったことにより、第6条第1項各号又は第6項各号のいずれかに規定する水質の基準に適合しない下水が公共下水道に排除されるおそれがある場合も、同様とする。

(水洗便所)

第14条 し尿を公共下水道に排除するときは、市長が特別に理由があると認める場合を除くほか、水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下この条において同じ。)によらなければならない。ただし、し尿を処理区域以外の排水区域の公共下水道に排除するときは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条に規定するし尿浄化槽を設けなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、処理区域内においてくみ取便所を水洗便所に改造する場合に準用する。

3 横浜市は、処理区域内においてくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、助成金を交付し、もしくは必要な資金を貸し付け、または必要な措置をするものとする。

(し尿浄化槽の廃止)

第15条 処理区域内においてし尿浄化槽^{せう}が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始する日から3年以内に、そのし尿浄化槽^{せう}を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該し尿浄化槽を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにすることを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、または移転される予定のものである場合、し尿浄化槽を廃止するのに必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該し尿浄化槽を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにしていないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 4 前条第3項の規定は、し尿浄化槽を廃止してし尿を公共下水道に直接放流できるようにする場合に準用する。

(横浜市以外の者の行なう工事)

第16条 法第16条の規定により、公共下水道の施設に関する工事または維持(次項において「工事等」という。)の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、規則で定めるところにより、その工事等が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の届出があったときは、遅滞なく、検査しなければならない。

(使用開始等の届出等)

第17条 水道、工業用水道、井戸水、湧水^{ゆう}、雨水等に係る下水を排除しての公共下水道の使用を開始し、廃止し、中止し、又は現に中止しているその使用を再開しようとする者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する者が、横浜市下水道条例(昭和33年4月横浜市条例第12号)又は横浜市工業用水道条例(昭和35年10月横浜市条例第21号)の規定に基づき横浜市水道事業管理者に水道又は工業用水道の使用開始等の届出をしたときは、当該届出をもって前項の届出があったものと見なす。ただし、前項の規定により届け出る事項に水道又は工業用水道に係る下水以外の下水に関する事項が含まれる場合はこの限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、土木、建築工事等に伴う下水を排除して公共下水道を使用しようとする者その他公共下水道を一時使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
- 4 前処理区域内において、令第9条の3第2号又は第6条第8項若しくは第8条の2第4項に規定する処理施設に係る公共下水道の使用を開始しようとする者は、あらかじめ、

当該公共下水道の使用方法について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 5 第3項の許可又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(下水道使用料)

第18条 横浜市は、公共下水道を使用する者から、使用期間1月につき別表第1に定める額により算定した額に1.08を乗じて得た額の下水道使用料を徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める水質の汚水で規則で定める量のものについては、前項の下水道使用料の額に、当該汚水の排出量1立方メートルにつき1,280円に1.08を乗じて得た額の範囲内で規則で定める額を加算することができる。
- 3 前処理区域内において、令第9条の3第2号又は第6条第8項若しくは第8条の2第4項に規定する処理施設に係る公共下水道へ排出される別表2に定める汚水については、使用期間1月につき同表に定める額により算定した額に1.08を乗じて得た額の下水道使用料を第1項の下水道使用料（前項の規定が適用される汚水については、同項の加算額を含む。）とは別に徴収する。
- 4 前3項の規定により計算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 下水道使用料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(汚水の排出量)

第19条 前条第1項に規定する汚水の排出量は、次に定めるところによる。

- (1) 水道及び工業用水道に係る汚水の排出量は、水道及び工業用水道の使用水量とする。
 - (2) 井戸水、湧水、雨水等の水道及び工事用水道以外の水に係る汚水の排出量は、その使用水量（土木、建築工事等における湧水の揚水量を含む。）とし、その使用水量は、市長が認定する。
- 2 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その営業を営むものは、規則で定めるところにより、その旨を市長に申告することができる。
 - 3 市長は、前項の申告があった場合は、その申告に基づき、汚水の排出量を認定するものとする。

(汚水の水質等の申告及び認定)

第20条 第18条第2項又は第3項に規定する汚水を排除して公共下水道を使用する者は、規則で定めるところにより、その汚水の水質及び排出量を市長に申告しなければならない。

- 2 市長は、前項の申告に基づき、その水質及び排出量を認定するものとする。

(公共下水道の使用者からの報告の徴収等)

第21条 市長は、下水道使用料を算出するために必要な限度において、公共下水道を使用する者から報告を徴し、または資料の提出を求めることができる。

- 2 公共下水道を使用する者は、汚水の排出量その他下水道使用料の算定の基礎となる事

項に異動を生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(下水道使用料の減免)

第22条 市長は、公益上その他特別の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、下水道使用料を減免することができる。

第4節 行為等の許可

(行為の許可)

第23条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

2 令第16条に規定する行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に提出しなければならない。

(占用の許可)

第24条 法第24条第1項の規定により許可を受ける場合を除くほか、公共下水道の施設(その敷地を含む。以下この条において同じ。)に工作物その他の物件を設け、またはその他の方法でその施設を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第1項の規定は、前項の許可を受ける場合に準用する。

(公共下水道の付近での掘さく)

第25条 公共下水道の排水管渠^{きよ}の付近で当該排水管渠^{きよ}の埋設位置より深く掘さく工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の工事を行なう者に対し、公共下水道の排水管渠^{きよ}の機能及び構造を保全するため必要な限度において、必要な措置を命ずることができる。

第3章 一般下水道

(一般下水道)

第32条 この章において「一般下水道」とは、横浜市が管理する公共下水道以外の下水道及び水路をいう。

(横浜市以外の者の行う工事)

第33条 横浜市以外の者が一般下水道の施設に関する工事または維持を行なおうとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 第16条の規定は、前項の承認を受ける場合に準用する。

(占用料)

第34条 横浜市は、第37条で準用する第24条の規定により占用の許可を受けた者から、

別表第 3 に定める額の占用料を徴収する。

2 第 22 条の規定は、占用料の減免について準用する。

(許可または承認の条件)

第 35 条 一般下水道について、この条例の規定による許可または承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可または承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可または承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(監督処分)

第 36 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、一般下水道について、この条例の規定によってした許可もしくは承認を取り消し、もしくはその条件を変更し、または行為もしくは工事の中止、変更その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 一般下水道の施設（その敷地を含む。以下同じ。）を損壊しまたは損壊するおそれのある者

(2) 一般下水道の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害し、または妨害するおそれのある者

(3) この条例の一般下水道に関する規定に違反している者

(4) この条例の一般下水道に関する規定による許可または承認に付した条件に違反している者

(5) 偽りその他不正な手段により、この条例の一般下水道に関する規定により許可または承認を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可または承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、または同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 一般下水道に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 一般下水道の保全上または一般の利用上著しい支障が生じた場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、一般下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前 2 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市長は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。

(準用)

第 37 条 前 4 条に規定するもののほか、第 2 章第 1 節及び次条（第 2 項の第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 45 条第 1 号及び第 2 号並びに第 46 条の規定の趣旨の説明に係る部分

を除く。)の規定は、下水を暗きょである一般下水道に流入させるために必要な排水管、排水管きょその他の排水施設の設置等を行う場合に、第17条第3項及び第5項並びに第2章第4節の規定は、一般下水道を一時使用しようとする場合又は一般下水道について第24条第1項各号に掲げる行為を行う場合若しくは一般下水道の施設に工作物その他の物件を設け、又はその他の方法でその施設を占用しようとする場合に準用する。

第4章 雑 則

(排水設備指定工事店)

- 第38条** 排水設備の新設等の工事及び処理区域におけるくみ取り便所の水洗便所への改造工事は、市長の指定する者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができない。
- 2 排水設備指定工事店は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第5条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第2項、第45条第1号及び第2号並びに第46条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。
- 3 排水設備指定工事店は、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する市長の確認を受けた後でなければ、第1項の工事及び改造工事に着手してはならない。
- 4 第1項の指定若しくはその更新を受けようとする者又は排水設備指定工事店証（規則で定めるところにより交付される同項の指定を受けたことを示す証明書をいう。）の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
- (1) 排水設備指定工事店の指定申請手数料
1件につき 2,000円
- (2) 排水設備指定工事店の指定更新申請手数料
1件につき 2,000円
- (3) 排水設備指定工事店証の再交付申請手数料
1件につき 500円
- 5 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、排水設備指定工事店に関し必要な事項は、規則で定める。

(排水設備の管理人)

第39条 法第10条第1項の規定により排水設備を設けなければならない者が横浜市に住所を有しないときは、市長は、下水道に関する法令及びこの条例に規定する一切の事項を処理させるため、その者に対し、横浜市に住所を有する者を排水設備の管理人に選任することを命ずることができる。

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰 則

第41条 第36条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第42条 排水設備指定工事店以外の者で、排水設備の新設等の工事及び処理区域内における水洗便所の改造工事を行ったものは、200,000円以下の罰金に処する。

第43条 第15条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第45条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条(第14条第2項で準用する場合を含む。)の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行なった者
- (2) 第5条(第7条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)、第7条第1項、第9条第2項、第17条第1項又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第9条第1項に規定する除害施設の維持管理の業務を怠った者
- (4) 第11条の規定による記録をせず、または虚偽の記録をした者
- (5) 第12条または第21条第1項の規定による報告の徴収または資料の提出を拒み、もしくは怠り、または虚偽の報告をし、もしくは虚偽の資料を提出した者
- (6) 第20条第1項の規定による申告をせず、または虚偽の申告をした者
- (7) 第38条第2項後段の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (8) 第38条第3項の規定に違反して同条第1項の工事又は改造工事に着手した者

第46条 詐欺その他不正の行為により下水道使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(横浜市下水道条例の廃止)

2 横浜市下水道条例の廃止（昭和 26 年 10 月横浜市条例第 54 号。以下「旧条例」という。）

は、廃止する。

(経過措置)

3 旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、処理区域内においてし尿浄化槽を設けている者に対する第 15 条第 1 項の規定の適用については、同項中「当該処理区域についての法第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始する日から 3 年以内」とあるのは「この条例の施行の日から 3 年以内」と読み替えるものとする。

6 前 3 項に定めるものの他、この条例の施行に伴う必要な経過措置は、規則で定める。

以下省略

横浜市下水道条例施行規則（抜粋）

制 定 昭和 48 年 6 月 27 日規則第 103 号

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

第 2 章 公共下水道

第 1 節 排水設備

（排水設備の技術上の基準）

第 3 条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令及び条例第 3 条に規定するもののほか、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では 20 センチメートル以上、建築物の敷地外では 60 センチメートル以上を標準とすること。ただし、これによりがたい場合で、必要な防護を施したときは、この限りでない。
- (2) 取付管渠に接続するますは、排水設備の終端に設け、公有地と私有地との境界線とますの吐出口が一致するように設置すること。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- (3) ますの形状は、円形又は方形で、維持管理上支障のない内径又は内のり幅を有すること。
- (4) 台所、浴室、洗たく場その他固形物を含む汚水を排出する箇所には、固形物の流下を止める有効な目幅をもったスクリーンを設けること。
- (5) 水洗便所、台所、浴室、洗たく場等の排水箇所には、容易に検査及び清掃ができる構造の防臭トラップを設けること。
- (6) 油脂類を含む汚水を多量に排出する箇所には、オイルトラップを設けること。
- (7) 土砂等を含む汚水を多量に排出する箇所には、有効な深さを有する泥だめを設けること。

2 前項各号に掲げる設備の構造の詳細は、環境創造局長が定める。

（排水設備の施工方法）

第 4 条 排水設備の施工方法は、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）第 8 条及び条例第 3 条に規定するもののほか、次に定める基準によらなければ

ならない。

(1) 排水管敷設工事

- ア 排水管に硬質塩化ビニール管を使用する場合は、接合部分に接着剤をじゅうぶん塗り、水漏れのないように施行すること。
- イ 排水管に鉄筋コンクリート管、陶管等を使用する場合は、おうとつのないように敷設し、管の継目は水漏れのないように施工すること。
- ウ 排水管をますに接続させる場合は、排水管がますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲を水漏れのないようにモルタルでうめ、内外面をなめらかに仕上げること。

(2) ますの築造工事

ますを築造する場合は、じゅうぶん基礎を施した後に据え付けること。

(排水設備の接続の特例)

第5条 条例第3条第1項第2号ただし書に規定する規則で定める場合は、冷却水、プール排水その他市長が特に認めた汚水を排出する場合で、汚水の排水設備を雨水管渠の取付管その他の排水施設に接続させても支障がないと市長が認めたときとする。

- 2 条例第3条第1項第2号ただし書に規定する許可を受けようとする者は、排水設備接続特例許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1 敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、排水箇所、排水設備その他これらに類するものの位置及び縮尺 2 排水管渠 ^{きよ} の位置、大きさ、勾配 ^{こう} 及び延長 3 ますその他の付属設備の位置、大きさ及び区別
縦断面図	土かぶり、地盤高、管底高及び追加距離
水質試験表	横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第28条第1項に規定する水質の汚濁の防止に関する規制基準の項目についての水質試験結果

- 4 市長は、条例第3条第1項第2号ただし書に規定する許可をしたときは、排水設備接続特例許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(排水管渠の内径等及び勾配の特例)

第6条 条例第3条第2項に規定する規則で定める場合は、一の建築物から排除される下水の一部を排出する排水管渠で、延長が3メートル以下の場合または市長が特に理由があると認めた場合とする。

- 2 前項の場合においては、排水管渠の内径または内^{きよ}のり幅は75ミリメートル以上、勾配は100分の3以上またはこれと同程度以上の流下能力を有するものでなければならない。

(排水設備の設置義務の免除)

第7条 市長は、公共下水道以外の公共用水域へ下水を排出する場合で、次の各号のすべてに該当するときは、法第10条第1項ただし書に規定する許可をすることができる。

- (1) 雨水、冷却水、プール排水その他市長が特に認めた下水を排出する場合
- (2) 下水を公共下水道以外の公共用水域に排出する設備と排水設備を完全に分離した排水系統とし、かつ、当該排水系統が容易に確認できる場合

2 法第10条第1項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、法第10条第1項ただし書に規定する許可をしたときは、排水設備設置義務免除許可申請書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

4 第5条第3項の規定は、第2項の規定により申請書を提出する場合に準用する。

(排水設備の計画の確認の申請書等)

第8条 条例第4条(条例第14条第2項及び第37条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する申請書は、排水設備(水洗便所改造)計画確認申請書(第5号様式)とし、正副2部提出しなければならない。

2 第5条第3項の規定は、条例第4条の規定により申請書を提出する場合に準用する。ただし、水質試験表は、省略することができる。

3 市長は、条例第4条の確認をしたときは、第1項の申請書の副本に所要の事項を記載したものを申請者に交付するものとする。

(排水設備の工事の完了届)

第9条 条例第5条(条例第14条第2項及び第37条で準用する場合を含む。)の規定による届出は、排水設備(水洗便所改造)工事完了届出書(第6号様式)によってしなければならない。

第3節 使用等

(横浜市以外の者の行なう工事等)

第17条 条例第16条第1項(条例第33条第2項で準用する場合を含む。第3項において同じ。)に規定する申請書は、／公共／一般下水道施設築造工事等承認申請書(第12号様式)とし、正副2部提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	1 既設排水施設の位置、大きさ、勾こう配及び延長 2 新設排水施設の位置、大きさ、勾こう配及び延長 3 放流先の名称、主要地盤高及び縮尺
縦断面図	管渠きょ断面、勾こう配、区間距離、地盤高、管底高、土かぶり、流入管関係、放流水面の最高水位、高水位、低水位及び平水位、水準基

	標(番号・標高)並びに縮尺
横断面図	地盤高、計画高、管渠きよ断面、水準基標(番号・標高)、測点、記号及び縮尺
構造図	管渠きよ、取付管、人孔、雨水ますの平面図、断面図及び詳細図
官民境界図	道路及び水路敷境界調査図の原図に記載されている事項

- 3 市長は、条例第16条第1項に規定する承認をしたときは、／公共／一般下水道施設築造工事等承認書(第13号様式)を申請者に交付するものとする。
- 4 前項の規定による承認書の交付を受けた者は、工事または維持に着手したときは、／公共／一般下水道施設築造工事等着手届出書(第14号様式)正副2部に、工程表を添えて市長に提出しなければならない。
- 5 前項に規定する者は、やむを得ない理由により工期もしくは維持期間を延長し、または変更しようとするときは、／公共／一般下水道施設築造工事等工期延長届出書(第15号様式)正副2部または／公共／一般下水道施設築造工事等変更届出書(第16号様式)正副2部に、工程表または第2項に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

(平6規則41・平25規則39・一部改正)

(横浜市以外の者の行なう工事等の完了届)

第18条 条例第16条第2項(条例第33条第2項で準用する場合を含む。)の規定による届出は、／公共／一般下水道施設築造工事等完了届出書(第17号様式)によってするものとし、正副2部提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、次の表に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
しゅん功平面図	1 既設排水施設の位置、大きさ、勾こう配及び延長 2 新設排水施設の位置、大きさ、勾こう配及び延長 3 放流先の名称、主要地盤高及び縮尺
しゅん功縦断面図	管渠きよ断面、勾こう配、区間距離、地盤高、管底高、土かぶり、流入管関係、放流水面の最高水位、高水位、低水位及び平水位、水準基標(番号・標高)並びに縮尺

- 3 市長は、条例第16条第3項(条例第33条第2項で準用する場合を含む。)に規定する検査をしたときは、／公共／一般下水道施設築造工事等完了検査済証(第18号様式)を届出者に交付するものとする。

以下省略

横浜市宅内雨水浸透ます設置促進要綱

制定 平成 23 年 2 月 25 日 環創管保第 1255 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）
- 第 2 章 設置促進（第 3 条—第 5 条）
- 第 3 章 設置条件等（第 6 条—第 9 条）
- 第 4 章 維持管理（第 10 条）
- 第 5 章 雑則（第 11 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、地下水を涵養し水辺と緑を保全し、良好な水環境を次世代に引き継ぐため、市民と協働して雨水を浸透させる施策を推進し、適正な宅内雨水浸透ますの設置を促進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水浸透ます

ますの底面や側面に浸透孔を有するもの、又は浸透性の空隙を有するもので、その側面及び底面を砕石で充てんし、集水した雨水を地中に浸透させる施設をいう。

(2) 宅内雨水浸透ます

建築物の敷地内（以下「宅内」という。）に設置する雨水浸透ますのうち、公共下水道に流入させるためのます（以下「接続雨水浸透ます」という。）を除いたものをいう。

第 2 章 設置促進

（設置促進の施策）

第 3 条 横浜市はこの要綱の目的を達成するため、次の施策を実施するものとする。

- (1) 宅内雨水浸透ますの設置促進について、市民及び事業者等に対して意識の啓発を図ること。
- (2) 雨水排水設備の設置を行おうとする者（以下「設置者」という。）に対して、宅内雨水浸透ますを設置できる場所、設置条件、設置基準を周知すること。
- (3) 設置者に対して宅内雨水浸透ますの設置の検討を要請すること。
- (4) 宅内雨水浸透ます設置に係る助成金を交付すること。

（宅内雨水浸透ます設置検討確認書の提出）

第 4 条 設置者は、宅内雨水浸透ます設置検討確認書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

（設置助成金）

第 5 条 第 3 条 4 号の規定による助成金の交付については、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金

交付要綱（平成 19 年 3 月環創管保第 1414 号。以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

第 3 章 設置条件等

（適用）

第 6 条 この要綱の定める設置条件等は、宅内雨水浸透ますを設置する場合に適用する。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号）の規定が適用され、宅内雨水浸透ますの設置が条件となっているものを除く。

（設置できる場所）

第 7 条 宅内雨水浸透ますを設置できる場所は、雨水浸透施設設置基準（平成 23 年 2 月環創事業第 193 号。以下「設置基準」という。）の「浸透施設設置判断マップ」で「可能地」と判定されている地域内とする。

（設置条件）

第 8 条 宅内雨水浸透ますは、次の各号に掲げる条件を満たすとき設置できるものとする。

- (1) 宅内雨水浸透ますに導入する雨水は、屋根排水とすること。
- (2) 宅内雨水浸透ますは、排水管を有し、排水設備に接続し、公共下水道又は水路等に接続すること。
- (3) 合流地域においては、汚水が宅内雨水浸透ますに流入しない構造とすること。

（設置基準）

第 9 条 宅内雨水浸透ますの設置については、設置基準によるものとする。

第 4 章 維持管理

（維持管理）

第 10 条 宅内雨水浸透ますの所有者は、宅内雨水浸透ますへの土砂、ごみ及び落ち葉等の流入による目づまり等を防止するため、定期的な点検及び清掃に努めるものとする。

第 5 章 雑則

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（横浜市宅内雨水浸透ます設置要綱の廃止）
- 2 横浜市宅内雨水浸透ます設置要綱（平成 19 年 3 月 26 日環創管保第 1415 号）は、廃止する。

横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付要綱

制 定 平成 19 年 3 月 26 日 環創管保第 1414 号

最近改正 平成 23 年 2 月 25 日 環創管保第 1258 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、宅内雨水浸透ます設置に係る横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金（以下「助成金」という。）の交付のために必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、横浜市宅内雨水浸透ます設置促進要綱（平成 23 年 2 月環創管保第 1255 号。以下「設置促進要綱」という。）の例による。

(交付対象)

第 3 条 この要綱における助成金交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 処理区域内に、設置促進要綱に適合する宅内雨水浸透ますを、設置しようとする者
- (2) 当該建築物の所有者その他宅内雨水浸透ますの設置に必要な権原を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成金の交付対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が宅内雨水浸透ますを設置する場合
- (2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)及び横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号）の規定が適用され、宅内雨水浸透ますの設置が条件となっている場合
- (3) 既に当該助成金を受けて宅内雨水浸透ますを設置し、当該宅内雨水浸透ますの設置工事が完了した日から 10 年を経過していない場合。ただし、当該の宅地内に建築物を新築、増築及び改築する場合で、既に設置した宅内雨水浸透ますの処分について第 12 条第 3 項で規定する承認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 横浜市が宅内雨水浸透ますを設置し、当該宅内雨水浸透ますの設置工事が完了した日から 10 年を経過していない場合。ただし、当該の宅地内に建築物を新築、増築及び改築する場合は、この限りではない。

(助成金の額)

第 4 条 宅内雨水浸透ます 1 個当たりの助成金の額は、次に掲げる表に定める額とし、予算の範囲内で市長が決定する。

ますの内径	助成金の額	
	宅内雨水浸透ますを 新設する場合	既設ますを宅内雨水浸透 ますに付け替える場合
Φ150mm	15,000円	28,000円
Φ200mm 以上	18,000円	31,000円

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宅内雨水浸透ますの設置工事に着手する前に、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合には、その一部を省略することができる。

- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 宅内雨水浸透ます設置検討確認書
- (4) 「排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書」の写し。ただし、横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）第4条に定める排水設備の計画の確認申請手続を省略できる場合を除く。
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに、助成金の交付を決定し、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成金を交付することが不適當であると認めたときは、速やかに、助成金の不交付を決定し、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 交付決定を受けた者が、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付決定通知書（第2号様式）を受領後、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付申請書（第1号様式）に記載した事項を変更しようとする場合、又は宅内雨水浸透ますの設置を中止しようとする場合は、速やかに、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金変更・中止申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、速やかに、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金変更・中止承認通知書（第5号様式）により、その旨を交付決定を受けた者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適當であると認めるときは、速やかに、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金変更・中止不承認通知書（第6号様式）により、その旨を交付決定を受けた者に通知するものとする。
- 4 交付決定を受けた者が、第2項の規定により中止の承認を受けたときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（完了届の提出）

第8条 交付決定を受けた者は、宅内雨水浸透ますの設置工事が完了したときは、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金宅内雨水浸透ます設置工事完了届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、排水設備の計画の確認を受ける必要がある場合は、横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）第9条に定める排水設備（水洗便所改造）工事完了届出書の提出をもって、これに代えることができる。

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による完了届の受理後、速やかに、現地確認を行い、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに、交付すべき助成金の額を確定して、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付額確定通知書（第8号様式）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

- 第10条 交付決定を受けた者は、前条の規定により横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付額確定通知書（第8号様式）を受理したときは、速やかに、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により助成金交付の請求があったときは、当該助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (5) 第6条第1項に規定する横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付決定通知書（第2号様式）を受け取った日から起算して、1年以内に宅内雨水浸透ますの設置工事が完了しないとき。

- (6) その他市長が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消しをした場合は、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により交付決定を受けた者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。
 - 4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(処分の制限)

- 第12条 補助金規則第24条ただし書の規定による市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、宅内雨水浸透ますの設置工事が完了した日から10年とする。
- 2 助成金の交付を受けた者は、当該宅内雨水浸透ますを前項に定める期間内において処分しようとするときは、あらかじめ横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金宅内雨水浸透ます処分承認申請書（第11号様式）を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、速やかに、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金宅内雨水浸透ます処分承認通知書（第12号様式）により、その旨を助成金の交付を受けた者に通知するものとする。
 - 4 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適當であると認めたときは、速やかに、横浜市宅内雨水浸透ます設置助成金宅内雨水浸透ます処分不承認通知書（第13号様式）により、その旨を助成金の交付を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

横浜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

制定 平成11年 4月 1日
改正 平成13年10月 1日
改正 平成26年 7月 1日
改正 平成27年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な設置及び維持管理が行われるよう、必要事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) システム

生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体である。

(2) メーカー

システムについて第3条1項の製品認証または第3条2項の適合評価を受けた者をいう。

(3) 排水処理槽

ア 生物処理タイプ 一般家庭等から発生するディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水し処理部へ搬送し、生物により処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプをいう。

イ 機械処理タイプ 一般家庭等から発生するディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって処理し、処理水を公共下水道へ排水するタイプをいう。

(設置機種)

第3条 設置するシステムは公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）に基づき同協会の製品認証を受けたもの。

2 市長が、設置について適当であると判断したもの。

(書類の提出)

第4条 システムの設置を行おうとする者（以下「設置者」という。）は、横浜市下水道条例第4条に規定する排水設備計画確認申請書の提出時に、本要綱第8条のシステムに関する書類を提出するものとする。

(維持管理に関する要請)

第5条 市長は、システムの維持管理に関して設置者に対し次の事項の遵守を求める。なお、設置者と使用者が異なる場合は使用者に対し遵守を求める。

(1) 当該システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

(2) 当該システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、必要に応じその資料を提出すること。

(3) 当該システムの適切な維持管理を確認するため、調査等の必要が生じる場合、それに応じること。

(4) 当該システムから発生する汚泥のうち一般廃棄物として認定される汚泥を収集、運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づき許可された業者に委託すること。

(5) 当該システムの維持管理内容に変更が生じた場合には、その変更内容について書類を提出すること。

(6) 当該システムを廃止する場合には、廃止届の提出を行うと共に排水処理槽部及び破碎部等の撤去を行うこと。

(使用者の引継)

第6条 当該システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた者が当該システムの適切な維持管理を引継ぐものとする。

(メーカーに対する要請)

第7条 市長は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次の事項を求める。

- (1) システムの販売に当り、使用者に対し、当該システムの維持管理については維持管理者との維持管理業務委託の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 使用者に対し、第5条で規定する維持管理に関する要請に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (3) 第5条で規定する維持管理に関する要請に協力すること。

(システムに関する書類)

第8条 排水設備計画確認申請書に併せ、設置者が提出するシステムに関する書類は次のものをいう。

- (1) 下水道協会による製品認証書(写)(注1)、又は適合評価書(写)(注2)
 - (2) 維持管理計画書(注3)
 - (3) 維持管理業務委託契約書(写)、又は維持管理業務委託契約について(第1号様式)(注4)
 - (4) システムに係る資料(注5)
- 2 前項第3号で第1号様式を提出した場合、使用者が維持管理業務委託契約書(写)を提出することとする。
- (注1) 第3条1項のシステムを設置する場合。
(注2) 第3条2項のシステムを設置する場合。
(注3) 維持管理計画書には、設置者とメーカー、維持管理者との連絡体制及び保守点検内容等を明記したもの。
(注4) 設置者と使用者が異なり、維持管理業務委託契約が出来ない場合は第1号様式を提出する。
(注5) 今回設置するシステムに係る資料は、つぎのとおりである。

1 装置の概要

- (1) システムのフロー
- (2) 設計概要
 - ア 排水処理槽への流入水質
 - イ 処理水の水質基準
 - ウ 各单位装置の概要

2 排水処理槽容量の算定

- (1) 設計条件
 - ア 処理対象人員の算定
 - イ 計画流入水量(日平均の汚水量)の算定
- (2) 容量計算結果表(各槽毎の必要容量と設計容量との対比)

3 構造図

- (1) 排水系統図(台所排水系統とそれ以外の排水系統が色別表示されているもの。)
- (2) 排水処理槽の平面図及び断面図(フロー図にある各槽の名称、及び寸法が記載されているもの。)

○横浜市排水設備指定工事店規則

制 定 平成11年1月14日規則第1号
最近改正 平成29年4月1日規則第34号

横浜市排水設備指定工事店規則をここに公布する。

横浜市排水設備指定工事店規則

横浜市排水設備指定工事店等の指定等に関する規則(昭和48年9月横浜市規則第118号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市下水道条例(昭和48年6月横浜市条例第37号)第38条第7項の規定に基づき、排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則29・一部改正)

(指定の申請)

第2条 排水設備指定工事店の指定(以下「工事店の指定」という。)を受けようとする者は、排水設備指定工事店／指定／指定更新／申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人である場合においては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び次条第4号の規定に該当することを証する書類
- (2) 法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び代表者に係る前号に掲げる書類
- (3) 排水設備工事責任技術者(次条第2号アからウまでのいずれかに該当する者をいう。)のうち神奈川県内の営業所に専属して置かれるもの(以下「専属の責任技術者」という。)に係る同号ア若しくはイの証明書又は同号ウに該当することを証する書類(全員のもの)
- (4) 神奈川県内の他の市町村により横浜市下水道条例第38条第1項に規定する工事(以下単に「工事」という。)を行うことを認められた者である場合においては、その旨を示す証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平12規則80・平19規則89・平24規則68・平25規則29・一部改正)

(指定の基準)

第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次の各号に適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。

- (1) 神奈川県内に営業所がある者であること。
- (2) 前号の営業所に次のいずれかに該当する者を専属して1人以上置く者であること。
 - ア 神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書(有効期間内のものに限る。)の交付を受けている者
 - イ 神奈川県下水道協会が実施する講習で市長が指定するものの課程を終了したことを示す証明書(有効期間内のものに限る。)の交付を受けている者
 - ウ その他市長がアに掲げる者と同等以上の工事に関する知識及び経験があると認める者

- (3) 工事の施行に必要な設備及び器材を有する者であること。
 - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 第9条第2項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 法人であって、その代表者又はその他の役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの
- (平12規則80・平19規則89・平23規則70・一部改正)

(工事店証の交付等)

第4条 市長は、第2条第1項の申請書の提出があった場合において、工事店の指定をするときは排水設備指定工事店証(第2号様式。以下「工事店証」という。)を当該申請者に交付するものとし、工事店の指定をしないときはその理由を記載した書面によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

- 2 排水設備指定工事店は、工事店証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、工事店証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 第9条の規定により工事店の指定を取り消され、又は工事店の指定の効力を停止されたとき。
- 4 排水設備指定工事店は、工事店証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに、排水設備指定工事店証再交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

(指定の有効期間)

第5条 工事店の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年の範囲内において、市長が定める。

(指定の更新)

第6条 排水設備指定工事店は、前条の有効期間の満了後引き続き工事店の指定を受けようとするときは、市長が定める期間内に、その更新を受けなければならない。

- 2 第2条から前条までの規定は、工事店の指定の更新について準用する。

(排水設備指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 排水設備指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他の規程及びこれらに基づく市長の指示に従い、誠実に工事を施行しなければならない。

- 2 排水設備指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

- (2) 適正な工事費で施行しなければならない。
- (3) 工事の請負契約を締結する際には、工事費用、しゅん功期限その他市長が必要と認める事項を明確に示さなければならない。
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせてはならない。
- (5) 自己の名義をもって他人に排水設備指定工事店の業務を行わせてはならない。
- (6) 工事に係る設計及び工事の施行の管理は、専属の責任技術者に行わせなければならない。
- (7) 工事が完了したときは、遅滞なく、当該工事が完了した日を記録し、当該記録を同日から5年間保存しなければならない。
- (8) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災その他の不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (9) 災害その他の緊急の必要がある場合において、市長から排水設備の復旧等のための協力の要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- (10) 専属の責任技術者には、市長が特に必要と認めて実施する工事に関する講習を受けさせなければならない。
- (11) 工事に使用する材料は、市長が承認した規格のものでなければならない。
- (12) 市長が行う工事の完了検査には、専属の責任技術者を立ち合わせなければならない。
(平25規則29・一部改正)、(平29規則34・一部改正)

(届出)

第8条 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、排水設備指定工事店異動届出書(第4号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条各号のいずれかの規定に適合しなくなったとき。
 - (2) 法人である場合においては、組織変更をしたとき、又は代表者を変更したとき。
 - (3) 商号又は名称を変更したとき。
 - (4) 営業所の所在地を変更したとき、又は住居表示に変更があったとき。
 - (5) 専属の責任技術者を変更したとき。
 - (6) 専属の責任技術者の住所、氏名又は勤務先に変更があったとき。
 - (7) 電話番号その他の連絡先を変更したとき。
- 2 排水設備指定工事店は、その営業を廃止し、又は休止したときは、速やかに、排水設備指定工事店／廃止／休止／届出書(第5号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、前条第1項第1号の規定に該当する旨の届出があったとき、又は同条第2項の届出があったときは、工事店の指定を取り消し、又は6箇月を超えない期間を定めて工事店の指定の効力を停止するものとする。

2 市長は、排水設備指定工事店が第7条又は前条の規定に違反したときは、工事店の指定を取り消し、又は6箇月を超えない期間を定めて工事店の指定の効力を停止することができる。

(公告)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を公告するものと

する。

- (1) 工事店の指定をしたとき、又はその更新をしたとき。
 - (2) 工事店の指定を取り消し、又は工事店の指定の効力を停止し、若しくは工事店の指定の効力の停止を解除したとき。
 - (3) 第8条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について届出があったとき。
- 2 市長は、第3条第2号アの下水道排水設備工事責任技術者試験又は同号イの市長が指定する講習が実施されるときは、あらかじめ、その旨を公告するものとする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

(平17規則70・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則(以下「新規則」という。)は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 新規則の施行の際現に改正前の横浜市排水設備指定工事店等の指定等に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定により排水設備指定工事店又は水洗便所指定工事店の指定を受けている者は、当該指定の有効期間内に限り、新規則の規定による工事店の指定を受けた者とみなす。
- 3 新規則の施行の際現に旧規則の規定により排水設備工事責任技術者としての登録を受けている者は、当該登録の有効期間内に限り、新規則の排水設備工事責任技術者とみなす。
- 4 旧規則の規定により交付された指定工事店指定書は、附則第2項の有効期間内に限り、新規則の規定により交付された工事店証とみなす。
- 5 新規則第7条第2項第8号の規定は、新規則の施行の日以後の契約に係る工事について適用し、同日前の契約に係る工事については、なお従前の例による。
- 6 新規則の施行前に旧規則の規定によりなされた手続その他の行為は、新規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成12年3月規則第80号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定により、心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けている準禁治産者以外の準禁治産者については、この規則による改正前の横浜市排水設備指定工事店規則第3条第4号アの規定は、この規則の施行後も、なおこの効力を有する。

附 則(平成17年4月規則第70号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成19年8月規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の横浜市排水設備指定工事店規則(以下「旧規則」という。)第3条第2号アに規定する社団法人日本下水道協会神奈川県支部が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書は、当該証明書の有効期間内に限り、この規則による改正後の横浜市排水設備指定工事店規則(以下「新規則」という。)第3条第2号アに規定する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書とみなす。
- 3 旧規則第3条第2号イに規定する市長が指定するものの課程を終了したことを示す証明書は、当該証明書の有効期間内に限り、新規則第3条第2号イに規定する市長が指定するものの課程を終了したことを示す証明書とみなす。

附 則(平成24年7月規則第68号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月規則第29号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月規則第34号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。